

経 済 産 業 省

20180502保局第2号
平成30年5月25日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正（整合規格の採用） 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(H29) ～ J60127-2(H26)	(略)	(略)	(略)	J60065(H29) ～ J60127-2(H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60127-2(H20)</u>	<u>ミニチュアヒューズー 第2部:管形ヒューズリ ンク</u>	<u>JISC6575-2:2 005</u>	<u>IEC60127-2(2003), Amd. No. 1(平成30年2月28日まで有効)</u>
J60127-3(H28) ～ J60335-2-6(H20)	(略)	(略)	(略)	J60127-3(H28) ～ J60335-2-6(H20)	(略)	(略)	(略)

J60335-2-7(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－7部：電気洗濯機の個別要求事項	JISC9335-2-7:2017	IEC60335-2-7(2008), Amd. No. 1(2011), Amd. No. 2(2016)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-7(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－7部：電気洗濯機の個別要求事項	JISC9335-2-7:2004	IEC60335-2-7(2002)に対応 平成31年5月24日まで有効。ただしJISC9335-2-7:2017 20.107 項に適合している構造である場合は、平成33年5月24日まで有効とする。	J60335-2-7(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－7部：電気洗濯機の個別要求事項	JISC9335-2-7:2004	IEC60335-2-7(2002)に対応
J60335-2-8(H29) ～ J60335-2-81(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-8(H29) ～ J60335-2-81(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-82(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－8部：サービス機器及びアマミューズメント機器の個別要求事項	JISC9335-2-82:2017	IEC60335-2-82(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2015)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	項						
J60335-2-82 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－82部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	JISC9335-2-82:2005	IEC60335-2-82 (2002) に対応 <u>平成33年5月24日まで有効</u>	J60335-2-82 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－82部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	JISC9335-2-82:2005	IEC60335-2-82 (2002) に対応
J60335-2-83 (H27) ・ J60335-2-83 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-83 (H27) ・ J60335-2-83 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-84 (H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－84部：トイレ機器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-84:2017</u>	<u>IEC60335-2-84 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2013) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-84 (H25)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：トイレとともに使用する電気機器の個別要求事項	JISC9335-2-84:2011	IEC60335-2-84 (2002) に対応 <u>平成33年5月24日まで有効</u>	J60335-2-84 (H25)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：トイレとともに使用する電気機器の個別要求事項	JISC9335-2-84:2011	IEC60335-2-84 (2002) に対応
J60335-2-85 (H20) ～	(略)	(略)	(略)	J60335-2-85 (H20) ～	(略)	(略)	(略)

J60670-22 (H20)				J60670-22 (H20)			
<u>J60670-31</u> (H30)	<u>家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー</u> <u>第31部:合成樹脂製のボックス,エンクロージャ,その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項</u>	<u>JISC8462-31:2017</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60691 (H28) ・ J60691 (H26)	(略)	(略)	(略)	J60691 (H28) ・ J60691 (H26)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60691 (H22)</u>	<u>温度ヒューズー要求事項及びガイドライン</u>	<u>JISC6691:2009</u>	<u>IEC60691 (2002), Amd. No. 1 (2006) に対応</u> <u>平成30年2月28日まで有効</u>
J60695-2-	(略)	(略)	(略)	J60695-2-	(略)	(略)	(略)

1/0 (H14) ～ J61084-2- 1 (H14)				1/0 (H14) ～ J61084-2- 1 (H14)			
<u>J61084-3- 1 (H30)</u>	<u>電気設備用ケーブルト ランキング及びダクテ ィングシステムー</u> 第3-1部：金属製線 び、金属製線び用附属品 及び金属製線び用ボッ クスの個別要求事項	<u>JISC8471- 3-1:2017</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61184 (H2 6)	(略)	(略)	(略)	J61184 (H2 6)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61184 (H2 0)</u>	<u>差込みランプソケット</u>	<u>JISC8122:200 6</u>	<u>IEC61184(1997)</u> , Amd. No. 1 (20 00) に対応 平成30年2月28 日まで有効
J61195 (H2 9) ～ J62133 (H2 8)	(略)	(略)	(略)	J61195 (H2 9) ～ J62133 (H2 8)	(略)	(略)	(略)

J62560 (H30)	一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超) - 安全仕様	JISC8156: 2017	IEC62560 (2011), Amendment No. 1 (2015) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J73001-1 (H27) ~ J8528-8 (H16)	(略)	(略)	(略)	J73001-1 (H27) ~ J8528-8 (H16)	(略)	(略)	(略)
※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。				※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。			
表2～表5 (略)				表2～表5 (略)			